

平成29年8月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第4167号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成29年6月20日

判 決

5 原 告 株 式 会 社 M T G
同訴訟代理人弁護士 關 健 一
同訴訟代理人弁理士 小 林 徳 夫
被 告 ベノア・ジャパン株式会社
同訴訟代理人弁護士 横 清 貴
10 同 富 宅 恵
同 西 村 啓
同 補佐人 弁理士 森 田 拓 生
同 高 山 嘉 成
主 文

- 15 1 原告の請求を棄却する。
2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20 被告は、原告に対し、1億円及びこれに対する平成28年5月11日から支払済
みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

25 本件は、発明の名称を「美肌ローラ」とする発明に係る特許権を有する原告が、
被告が業として販売するなどするローラーが当該発明の技術的範囲に属するとして、
被告に対し、不法行為(特許権侵害)に基づき、被告が得た利益の額に相当する損
害金1億8000万円と弁護士費用相当額1800万円の合計額の一部として損害

賠償金 1 億円及びこれに対する不法行為の後の日である平成 28 年 5 月 11 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実

5 (1) 当事者（争いのない事実）

原告は、美容機器等の企画、製造を目的とする株式会社である。被告は、美容器具、健康器具等の販売等を目的とする株式会社である。

(2) 原告の有する特許権（争いが無い）

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、これに係る特許を「本件特許」という。）の特許権者である（本件特許の請求項 1 に係る発明を「本件発明 1」、請求項 2 に係る発明を「本件発明 2」、請求項 3 に係る発明を「本件発明 3」とそれぞれいい、本件発明 1 ないし 3 を併せて「本件各発明」という。）。本件特許の出願願書に添付された明細書及び図面（以下、これらをまとめて「本件明細書」という。）の記載は、別紙「特許公報」のとおりである。

15 特 許 番 号 第 5 2 3 0 8 6 4 号

発 明 の 名 称 美肌ローラ

出 願 日 平成 19 年 12 月 14 日

登 録 日 平成 25 年 3 月 29 日

特許請求の範囲 別紙「特許公報」記載のとおり

20 (3) 構成要件の分説（争いが無い）

本件各発明を構成要件に分説すると、それぞれ以下のとおりである。

ア 本件発明 1

1 A 柄と、

1 B 前記柄の一端に導体によって形成された一对のローラと、

25 1 C 生成された電力が前記ローラに通電される太陽電池と、を備え、

1 D 前記ローラの回転軸が、前記柄の長軸方向の中心線とそれぞれ鋭角に設け

られ、

1 E 前記一対のローラの回転軸のなす角が鈍角に設けられた、

1 F 美肌ローラ。

イ 本件発明 2

5 2 A 導体によって形成された一対のローラと、

2 B 前記一対のローラを支持する把持部と、

2 C 生成された電力が前記ローラに通電される太陽電池と、を備え、

2 D 前記ローラの回転軸が、前記把持部の中心線とそれぞれ鋭角に設けられ、

2 E 前記一対のローラの回転軸のなす角が鈍角に設けられた、

10 2 F 美肌ローラ。

ウ 本件発明 3

3 A 前記ローラが金属によって形成されていることを特徴とする、

3 B 請求項 1 又は 2 に記載の美肌ローラ。

(4) 被告の行為

15 ア ローラーの販売（以下の限度では争いのない事実である。）

被告は、少なくとも、本件特許の登録日である平成 25 年 3 月 29 日以降、別紙「被告製品目録」記載 1 のローラー（以下「被告製品 1」という。）及び同記載 2 のローラー（以下「被告製品 2」といい、被告製品 1 と併せて「被告各製品」という。）を業として販売していたことがある。

20 イ 被告各製品の構成（争いのない事実）

被告製品 1 の構成は別紙「被告製品 1 説明書」、被告製品 2 の構成は別紙「被告製品 2 説明書」各記載のとおりである。

被告各製品のローラは、導体ではない樹脂で形を作り上げられているものの、表面に金属メッキを施す（1 b, 2 b 参照）ことで導電性を獲得している。また、被告各製品の太陽電池によって生成された電力は、ローラに通電されるだけでなく、
25 ハンドルにも通電される（1 c, 2 c 参照）。

ウ 構成要件の充足（以下の限度では争いがない）

(ア) 被告製品 1

被告製品 1 は、本件発明 1 の構成要件 1 B 及び 1 C 以外の構成要件を、本件発明 2 の構成要件 2 A 及び 2 C 以外の構成要件をそれぞれ充足する。

5 (イ) 被告製品 2

被告製品 2 は、本件発明 1 の構成要件 1 B 及び 1 C 以外の構成要件を、本件発明 2 の構成要件 2 A 及び 2 C 以外の構成要件をそれぞれ充足する。

3 争点

(1) 技術的範囲の属否（争点 1）

10 ア 被告各製品が「導体によって形成された…ローラ」（構成要件 1 B 及び 2 A）を充足するか（争点 1 - 1）

イ 被告各製品が「生成された電力が…ローラに通電される」（構成要件 1 C 及び 2 C）を充足するか（争点 1 - 2）

15 ウ 被告各製品が「ローラが金属によって形成されている」（構成要件 3 A）を充足するか（争点 1 - 3）

(2) 無効理由（乙 2 4 発明を主引例とする進歩性欠如）の存否（争点 2）

本件各発明は、当業者が本件特許の出願日前に頒布された特開 2 0 0 5 - 6 6 3 0 4 号公報（以下「乙 2 4 公報」という。）に記載された発明（以下「乙 2 4 発明」という。）に、特開 2 0 0 2 - 6 5 8 6 7 号公報（以下「乙 2 5 公報」という。）、
20 昭 6 0 - 2 2 0 7 号公報（以下「乙 2 6 公報」という。）及び昭 6 1 - 7 3 6 4 9 号公報（以下「乙 2 7 公報」という。）に各記載された技術、特開平 4 - 2 3 1 9 5 7 号公報（以下「乙 2 8 公報」という。）に記載された発明（以下「乙 2 8 発明」という。）の構成、特開 2 0 0 4 - 3 2 1 8 1 4 号公報（以下「乙 2 9 公報」という。）に記載された発明（以下「乙 2 9 発明」という。）の構成、大韓民国登録意
25 匠 3 0 - 0 3 9 9 6 9 3 号公報（以下「乙 3 0 の 1 公報」という。）に記載された意匠（以下「乙 3 0 意匠」という。）の構成又は中華民国 M 2 5 8 7 3 0 号公報

(以下「乙31の1公報」という。)に記載された考案(以下「乙31考案」という。)の構成のいずれかを適用することによって容易に発明をすることができたか。

(3) 本件特許権侵害による損害額(争点3)

4 争点に関する当事者の主張

5 (1) 争点1-1(「導体によって形成された…ローラ」〔構成要件1B及び2A〕の充足性)について

(原告の主張)

太陽電池により生成した電流をローラに通電することにより、ローラが帯電し、
毛穴の汚れを引き出し、さらに美肌効果をもたらすという本件明細書の記載(【0
10 014】、【0018】、【0026】、【0030】)に照らせば、ローラは、
太陽電池により生成した電流が通電でき、ユーザの肌に接触する表面に帯電できれ
ばよい。したがって、「導体によって形成された…ローラ」には、導体ではない部
材で形を作り上げられていても、表面に金属メッキを施すことで導電性、帯電性を
獲得できるローラも含まれる。ローラを導体である金属によって「形成」する場合
15 に選択することが望ましいとして例示されている金属の中に、非常に高価な貴金属
であることからローラの形を作り上げる部材として選択するとは考えられない「プ
ラチナ」が含まれているという本件明細書の記載(【0013】)もまた、上記解
釈を基礎付けるものである。

したがって、被告各製品の構成(1b, 2b)は、本件発明1の構成要件1B及
20 び本件発明2の構成要件2Aを充足する。

(被告の主張)

特許請求の範囲に記載されている「形成」という文言が「形を作り上げる」とい
う意味を有すること(乙18ないし20)に照らせば、「導体によって形成された
…ローラ」は、形を作り上げている部材が導体であるローラと解すべきである。樹
25 脂という導体ではない部材で形を作り上げられているものの、表面に金属メッキを
施すことで導電性を獲得したローラも、「導体によって形成された…ローラ」に含

まれると解することができる根拠となる記載は、本件明細書にもない（【0013】，【0025】等参照）。

したがって、被告各製品の構成（1 b，2 b）は、本件発明1の構成要件1 B及び本件発明2の構成要件2 Aを充足しない。

5 (2) 争点1－2（「生成された電力が…ローラに通電される」〔構成要件1 C及び2 C〕の充足性）について

（原告の主張）

太陽電池により生成した電流をローラに通電することにより、ローラが帯電し、
10 毛穴の汚れを引き出すなどするという本件明細書の記載（【0014】，【0018】）に照らせば、「生成された電力が…ローラに通電される」というのは、太陽電池によって生成された電力がローラに通電されればよい。「生成された電力が…ローラに通電される」とは、太陽電池によって生成された電力が柄等ローラ以外の部分に通電することまで包含されていないと解釈する根拠はない。

したがって、被告各製品の構成（1 c，2 c）は、本件発明1の構成要件1 C及び
15 本件発明2の構成要件2 Cを充足する。

（被告の主張）

「生成された電力が…ローラに通電される」という特許請求の範囲の記載からは、
太陽電池によって生成された電力が柄等ローラ以外の部分にも通電されることまで
包含されていると積極的に解釈できるものではない。そこで、本件明細書の記載を
20 見ると、太陽電池により生成した電流をローラに通電するという記載はあっても
（【0014】，【0018】，【0026】，【0030】），これを柄等ローラ以外の部分にも通電することに言及する記載はない。したがって、「生成された電力が…ローラに通電される」とは、太陽電池によって生成された電力が柄等ローラ以外の部分に通電することまで包含されていない。

したがって、被告各製品の構成（1 c，2 c）は、本件発明1の構成要件1 C及び
25 本件発明2の構成要件2 Cを充足しない。

(3) 争点1-3 (「ローラが金属によって形成されている」〔構成要件3A〕の充足性) について

(原告の主張)

太陽電池により生成した電流をローラに通電することにより、ローラが帯電し、
5 毛穴の汚れを引き出し、さらに美肌効果をもたらすという本件明細書の記載 (【0014】、【0018】、【0026】、【0030】) に照らせば、ローラは、太陽電池により生成した電流が通電でき、ユーザの肌に接触する表面に帯電できればよい。したがって、「ローラが金属によって形成されている」には、ローラが導体ではない部材で形を作り上げられていても、表面に金属メッキを施すことで導電
10 性、帯電性を獲得している場合も含まれる。

したがって、被告各製品の構成 (1b, 2b) は、本件発明3の構成要件3Aを充足する。

(被告の主張)

特許請求の範囲に記載されている「形成」という文言が「形を作り上げる」とい
15 う意味を有すること (乙18ないし20) に照らせば、「ローラが金属によって形成されている」とは、ローラが金属部材のみで形を作り上げられていることをいうと解すべきである。金属ではない部材で形を作り上げられているローラも、表面に金属メッキが施されていれば「金属によって形成されている」に含まれると解することができる根拠となる記載は、本件明細書にもない。

20 したがって、被告各製品の構成 (1b, 2b) は、本件発明3の構成要件3Aを充足しない。

(4) 争点2 (無効理由〔乙24発明を主引例とする進歩性欠如〕の存否) について

(被告の主張)

25 ア 本件発明1について

(ア) 乙24発明との相違点の認定

a 相違点 1 A

本件発明 1 は、ローラに通電される電力を太陽電池によって生成させる。これに対し、乙 2 4 発明は、ローラに通電される電力を乾電池によって生成させる。

b 相違点 1 B

5 本件発明 1 は、ローラの回転軸が柄の長軸方向の中心線とそれぞれ鋭角に設けられ、一对のローラの回転軸のなす角が鈍角に設けられている。これに対し、乙 2 4 発明は、ローラの回転軸である横軸部が把持部の中心線とそれぞれ直角に設けられ、一对のローラの回転軸である横軸部のなす角が 1 8 0 度である。

c 相違点 1 C

10 乙 2 4 発明も、ローラを備えた肌を美しくする器具に関する発明であるから、美肌ローラに関する発明である。したがって、原告が主張する相違点 1 C は、相違点ではない。

(イ) 相違点に係る構成の容易想到性

a 相違点 1 A

15 健康器具において生体に印加する電気エネルギー源として太陽電池を用いることが乙 2 5 公報に、歯ブラシの柄の部分に太陽電池を内蔵して電力を印加することが乙 2 6 公報及び乙 2 7 公報に記載されていることに照らせば、生体に電流を流すための電源として太陽電池を用いることは、当業者にとって周知の技術であった。したがって、このことのみをもってしても、乙 2 4 発明における乾電池を太陽電池に
20 置き換えることは、当業者が容易になし得たことである。加えて、乙 2 5 公報に、乙 2 5 発明をマッサージ器に適用することについて示唆されていたり、皮膚に太陽電池を用いて生成した微弱電流を流すことにより、生体内の老廃物のスムーズな排出・血流循環の改善という乙 2 4 発明と共通する効果が記載されていたりするなど、乙 2 5 公報ないし乙 2 7 公報には、乙 2 4 発明に上記周知技術を適用することの動
25 機付けの記載もある。したがって、乙 2 4 発明における乾電池を太陽電池に置き換えることは、当業者が容易になし得たことは明らかである。

仮に、生体に電流を流すための電源として太陽電池を用いることが当業者にとって周知の技術でなかったとしても、乙25公報ないし乙27公報には、この技術が記載されているだけでなく、上記のとおり、この技術を乙24発明に適用することの動機付けの記載がある以上、乙24発明における乾電池を太陽電池に置き換えることはやはり、当業者が容易になし得たことである。

b 相違点1B

乙24発明のマッサージ器は、皮膚のマッサージ効果を高めるため、皮膚に与える機械的な刺激を大きくするべく、ローラ支持部を二股にして一对のローラを回転軸である横軸部に回転可能に取り付けられているものの、横軸部のなす角を必ず180度とすることまで求められているわけではない。また、乙24発明のマッサージ器は、ローラが皮膚に接している限りは通電により老廃物を浮き上がらせるから、ローラにより肌をねじ曲げられるという構成は阻害要因にはならない。

そして、以下のとおり、乙24発明に乙28発明、乙29発明、乙30意匠又は乙31考案の構成を適用することの動機付けの記載があることから、乙24発明におけるローラとローラ支持部を、乙28発明、乙29発明、乙30意匠又は乙31考案のそれらに相当する構成に置き換えることは、当業者が容易になし得たことである。

(a) 乙28発明の構成との組合せ

乙28発明のマッサージ装置は、ローラの回転軸を取手の長手方向の中心線とそれぞれ鋭角に設け、一对のローラの回転軸のなす角を120度に設け、ローラを移動させることで、ローラによる皮膚の転動／ひだよせ作用を生じさせようとしている。このように乙24発明と乙28発明は、技術分野、課題及び効果が同一であるから、乙24発明におけるローラとローラ支持部を、乙28発明のローラとその回転軸に置き換えることは、当業者が容易になし得たことである。

(b) 乙29発明の構成との組合せ

乙29発明のマッサージ装置は、ローラの回転軸をボトルの長手方向の中心線と

それぞれ鋭角に設け、一对のローラの回転軸のなす角 (α) を鈍角 ($90^\circ < \alpha \leq 140^\circ$) に設け、動かしたローラが皮膚を軽く押圧して皮膚上を転がり摩擦しながら摺動することで、皮膚のマッサージ効果を高めようとしている。このように乙24発明と乙29発明は、技術分野、課題及び効果が同一であるから、乙24発明におけるローラとローラ支持部を、乙29発明のローラとその回転軸に置き換えることは、当業者が容易になし得たことである。

(c) 乙30意匠の構成との組合せ

乙30意匠のマッサージ器が、人体の部位を押すだけでなく、引っ張るとされていること、乙30の1公報の図面において、軸が球状物を突き抜けるように構成されていることに照らせば、球状物が回転するとは考えられない。

乙30意匠のマッサージ器は、一对のローラの回転軸を柄の長手方向の中心線とそれぞれ鋭角に設け、一对のローラの回転軸のなす角を鈍角に設けることで、人体の部位を引っ張り、押して筋肉をほぐしてマッサージ効果を高めようとしている。このように乙24発明と乙30意匠は、技術分野、課題及び効果が同一であるから、乙24発明におけるローラとローラ支持部を、乙30意匠のローラとその回転軸に置き換えることは、当業者が容易になし得たことである。

(d) 乙31考案の構成との組合せ

乙31の1公報に接した当業者が第3図を基準として乙31考案の構成を理解することに照らせば、乙31の1公報の第3図を直接測定して軸ロッドの角度を求めることに何の問題もない。

乙31考案のマッサージ器は、マッサージ球の軸ロッドを柄の長手方向の中心線とそれぞれ鋭角に設け、一对のマッサージ球の軸ロッドのなす角を鈍角に設けることで、皮膚のマッサージ効果を高めようとしている。このように乙24発明と乙31考案は、技術分野、課題及び効果が同一であるから、乙24発明におけるローラとローラ支持部を、乙31考案のマッサージ球と軸ロッドに置き換えることは、当業者が容易になし得たことである。

イ 本件発明 2 について

本件発明 2 の構成は、把持部を採用している点を除けば、柄を採用している本件発明 1 と同じ構成であることに照らせば、本件発明 2 の乙 2 4 発明との相違点は、本件発明 1 と同様、ローラに通電される電力を生成するのが太陽電池か乾電池であるかという点（相違点 2 A）と、ローラの回転軸が把持部の中心線とそれぞれ鋭角に設けられ、一對のローラの回転軸のなす角が鈍角に設けられているか、ローラの回転軸に相当する横軸部が把持部の中心線とそれぞれ直角に設けられ、一對のローラの回転軸に相当する横軸部のなす角が 180 度であるかという点（相違点 2 B）である。

そうすると、上記アのとおり、本件発明 1 が乙 2 4 発明に、乙 2 5 公報ないし乙 2 7 公報に各記載された技術、乙 2 8 公報ないし乙 3 1 の 1 公報に記載されたいずれかの構成を適用することによって容易に発明をすることができたのと同様、本件発明 2 も、乙 2 4 発明に、乙 2 5 公報ないし乙 2 7 公報に各記載された技術、乙 2 8 公報ないし乙 3 1 の 1 公報に記載されたいずれかの構成を適用することによって容易に発明をすることができた。

ウ 本件発明 3 について

乙 2 4 公報には、ローラを形成する永久磁石としてフェライト磁石が用いられることが記載されているところ、フェライト磁石の主成分が酸化鉄であることは周知である。したがって、乙 2 4 発明のローラも、本件発明 3 のローラと同様、金属によって形成されている。

そして、上記ア及びイのとおり、本件発明 1 及び 2 は容易に発明することができるから、その従属請求項である本件発明 3 も、乙 2 4 公報に基づいて容易に発明することができた。

（原告の主張）

ア 本件発明 1 について

（ア）相違点の認定

a 相違点 1 A 及び 1 B

被告が主張する相違点 1 A 及び 1 B があることは認める。

b 相違点 1 C

本件発明 1 でいうところの「美肌ローラ」とは、毛穴の汚れをローラにより毛穴
5 を開かせることによりその開口部に移動させ、続いてローラにより毛穴を収縮させ
ることによりその汚れを押し出させるという一連の機能を有するものをいう。ところ
ろが、乙 2 4 発明のマッサージ器は、皮膚に含まれている老廃物をローラを介した
通電により浮き上がらせる機能は有しているが、上記一連の機能は有していない。
したがって、本件発明 1 が「美肌ローラ」の発明であるのに対し、乙 2 4 発明が
10 「マッサージ器」の発明であるという点も、相違点である。

(イ) 相違点に係る構成の容易想到性

a 相違点 1 A

乙 2 4 発明は、マッサージ器の発明であり、老廃物を浮き上がらせるために電流
を皮膚表面に印加する。

15 これに対し、乙 2 5 発明は、健康器具の発明であり、疲労を軽減させるために電
流を人体のいずれかの部位に印加する。乙 2 6 発明は、歯ブラシの発明であり、歯
磨き能力を向上させるために電流を歯及び歯茎に印加する。乙 2 7 発明も、歯ブラ
シの発明であり、虫歯予防及び歯周疾患の予防治療のために電流を歯及び歯茎に印
加する。

20 このように乙 2 4 発明と乙 2 5 発明ないし乙 2 7 発明は、技術分野、課題及び効
果が異なり、電流を印加する部位も異なる。そして、乙 2 4 公報には、電力を生成
するために太陽電池を用いることを示唆する記載はなく、乙 2 5 公報ないし乙 2 7
公報には、太陽電池を用いて生成した電流を老廃物を浮き上がらせるために用いる
ことを示唆する記載はない。したがって、生体に電流を流すための電源として太陽
25 電池を用いることが、当業者にとって周知の技術であったとしても、乙 2 4 発明に
おける乾電池を太陽電池に置き換える動機付けがない以上、当業者がこれを容易に

なし得たとはいえない。

b 相違点 1 B

(a) 乙 3 0 意匠及び乙 3 1 考案の構成

乙 3 0 の 1 公報には、球体物が回転する旨の記載がないところ、軸が回転物を貫通することが図示されているだけである。球体物が回転せずとも人体の部位を押すことができれば、逆に引っ張ることもできる。先端等に回転しない球体が設けられている技術も多数存在する。したがって、乙 3 0 の 1 公報に開示されている球体物が回転すると認めることはできない。

また、被告が主張する乙 3 1 考案の構成のうち軸ロッドの角度は、乙 3 1 の 1 公報の第 3 図を直接測定したものであるが、第 3 図が設計図ではないことに照らせば、軸ロッドの角度が被告の主張するとおりであると認めることはできない。

(b) 乙 2 8 発明及び乙 2 9 発明、乙 3 0 意匠並びに乙 3 1 考案の構成との組合せ

本件各発明は、ローラによる毛穴への作用と通電による毛穴の汚れを引き出す作用の相乗効果に着目したものである。これに対し、乙 2 4 発明には、通電による毛穴の汚れを引き出すという課題はあっても、ローラによる機械的な刺激を多くするという課題は存在せず、他方、乙 2 8 発明ないし乙 3 1 考案は、ローラによるマッサージ作用にのみ着目したもので、乙 2 4 発明とは異なる課題に着目したものである。したがって、乙 2 4 発明に乙 2 8 発明、乙 2 9 発明、乙 3 0 意匠又は乙 3 1 考案の構成を適用する動機付けはない。

そればかりか、乙 2 4 発明が、老廃物を効率良く浮き上がらせるべく、ローラ支持部の形状を略 T 字状にし、一对のローラの位置関係を 1 8 0 度離す構成を取って、ローラと肌面との接触面積をできる限り大きくし、通電させる際に肌になるべく負荷を与えない状態にしようとしていることに照らせば、老廃物を効率良く浮き上がらせにくくなる可能性のある構成、すなわちローラにより肌をねじ曲げられる構成となっている乙 2 8 発明及び乙 2 9 発明、乙 3 0 意匠並びに乙 3 1 考案の構成を当

業者が採用するとは考え難い。そして、乙24公報には、ローラの角度の変更を許容する記載はない。

したがって、乙24発明におけるローラとローラ支持部を、乙28発明、乙29発明、乙30意匠又は乙31考案のそれらに相当する構成に置き換えることは、当業者がこれを容易になし得たとはいえない。

c 相違点1Cについて

そもそも乙28公報ないし乙31の1公報には、毛穴の汚れをローラにより毛穴を開かせることによりその開口部に移動させ、続いてローラにより毛穴を収縮させることによりその汚れを押し出させるという一連の機能は記載されていない。したがって、当業者は乙24発明を出発点としてこの一連の機能を備えた構成に想到することさえできない。

仮に、当業者が上記構成に想到することができ得るとしても、それが容易でなかったことについては、上記bのとおりである。

イ 本件発明2について

本件発明2も、乙24発明との相違点は、本件発明1と同様、被告が主張する相違点（相違点2A及び2B）に加えて、「美肌ローラ」の発明であるか「マッサージ器」の発明であるという点（相違点2C）であり、正確には「柄」と「把持部」の相違点もある。

そうすると、上記アのとおり、本件発明2が乙24発明に、乙25公報ないし乙27公報に各記載された技術、乙28公報ないし乙31の1公報に記載された構成を適用することによって容易に発明をすることができたとはいえないのと同様、本件発明2も、乙24発明に、乙25公報ないし乙27公報に各記載された技術、乙28公報ないし乙31の1公報に記載された構成を適用することによって容易に発明をすることができたとはいえない。

ウ 本件発明3について

上記ア及びイのとおり、本件発明1及び2は容易に発明することができないから、

その従属請求項である本件発明3も、乙24公報に基づいて容易に発明することができたとはいえない。

(5) 争点3 (本件特許権侵害による損害額) について

(原告の主張)

5 被告は、被告製品1の販売を平成22年11月頃に、被告製品2の販売を平成24年8月頃にそれぞれ開始しているところ、少なくとも、1か月当たり、被告各製品を合計1000本販売し、1製品ごとに5000円の利益を得ている。そうすると、被告は、本件特許の登録日である平成25年3月29日から平成28年3月31日までの間(36か月間)に、被告各製品を販売したことにより、合計1億8000万円の利益を得ている。したがって、原告の被った損害は1億8000万円である(特許法102条2項)。また、被告の特許権侵害行為と相当因果関係に立つ
10 弁護士費用の損害額は、1800万円が相当である。したがって、原告の被った損害の合計額は、1億9800万円である。

(被告の主張)

15 否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件各発明はいずれも進歩性を欠くと判断した(争点2)。その理由は、以下のとおりである。

1 本件各発明について

20 本件各発明の技術的構成は、前記第2の2(3)記載のとおりであるが、本件明細書(甲2)によれば、その意義は次のとおりであると認められる。

本件各発明は、肌に押し付けてころがすことにより毛穴の中の汚れを押し出す美肌ローラに関する発明である(本件明細書の【0001】)。従来の美肌ローラでは、毛穴を開くだけ又は毛穴を閉じるだけのいずれかの作用しかせず、効率よく毛穴の汚れを取り除けないという課題があった(同【0004】)。そこで、I 一
25 対のローラを角度をつけて柄の一端や把持部に設けるという構成を取ることににより、

美肌ローラを肌に押し付けると、肌が両脇に引っ張られて毛穴が開いてその奥の汚れが開口部に向けて移動し、逆に押し引くと、肌が一對のローラの間で挟み込まれて毛穴が収縮してその中の汚れが引き出され、この押し引きを繰り返すことによって毛穴の奥の汚れまで効率的に除去することが可能となるという効果を奏するよう
5 にする（同【0008】、【0015】ないし【0017】、【0021】、【0027】ないし【0029】、【0033】）とともに、Ⅱ 太陽電池により生成した電流をローラに通電することにより、ローラが帯電して毛穴の汚れを引き出すという効果を奏するようにした（同【0018】、【0030】）。

2 乙24発明について

10 乙24公報には、別紙「乙24公報の記載」のとおり記載があり、その要旨は、次のとおりであると認められる。

乙24公報が目的とする発明は、皮膚の活性化を図るマッサージ器に関する発明である（乙24公報の【0001】）。従来のマッサージ器では、単に皮膚にゲルマニウムを浸透させることによって皮膚の血行を良くするだけであって、皮膚にある油分等の老廃物を取り除くことができないという課題があった（同【0004】）。そこで、i 外周面に金薄膜が、さらにその上にゲルマニウム薄膜がそれぞれ被着された略円柱状の永久磁石であるローラと、先端部にローラが回転自在に取り付けられるとともに当該ローラと電氣的に接続された導電性を有するローラ支持部と、このローラ支持部の基端部を保持する一方、当該ローラ支持部と電氣的に
20 絶縁された把持部と、この把持部の内部に収納される直流電源である乾電池とを具備しており、前記把持部は少なくとも外周面が導電性を有した素材で構成されており、前記直流電源の一方の端子又は他方の端子が把持部の外周面に、他方の端子又は一方の端子が前記ローラ支持部を介してローラにそれぞれ電氣的に接続可能になっているという構成を取る（同【0007】、【0008】、【0013】）こと
25 により、直流電源の一方の端子（陽極）をローラに接続し、直流電源の他方の端子（陰極）を把持部の外周面である肌に接続すると、直流電源から数 μ A程度の微弱

な電流をローラに流すことによって、ローラが帯電して皮膚に含まれている油分等の老廃物が皮膚から浮き上がるという効果を奏するようにする（同【0014】，【0032】，【0033】）とともに、ii 二股になったローラ支持部に2つのローラが離れて回転自在に取り付けるという構成を取る（同【0008】，【0013】）ことにより、皮膚に与える機械的な刺激が大きくなるという効果を奏するようにした（同【0015】）。

以上からすると、乙24公報には、次の発明（乙24発明）が記載されていると認められる。

- a 把持部と、
- b 把持部の一端に導体によって形成された一对のローラと、
- c 生成された電力がローラに通電される乾電池と、を備え、
- d ローラの回転軸である横軸部が、把持部の中心線とそれぞれ直角に設けられ、
- e 一对のローラの回転軸である横軸部のなす角が180度である、
- f マッサージ器。

3 本件発明1について

(1) 本件発明1と乙24発明の対比

ア 以上によれば、乙24発明の「把持部」は本件発明1の「柄」に相当し、乙24の「ローラ」は本件発明1の「ローラ」に相当すると認められるから、本件発明1と乙24発明との一致点及び相違点は、次のとおりであると認められる。

イ 一致点

柄（把持部）と、前記柄（把持部）の一端に導体によって形成された一对のローラ（ローラ）と、生成された電力が前記ローラ（ローラ）に通電される点。

ウ 相違点

(ア) 相違点1（争いが無い）

本件発明1は、ローラに通電される電力を太陽電池によって生成させる。これに対し、乙24発明は、ローラに通電される電力を乾電池によって生成させる。

(イ) 相違点 2 (争いが無い)

本件発明 1 は、ローラの回転軸が柄の長軸方向の中心線とそれぞれ鋭角に設けられ、
5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1798 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1898 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 22

いる場合、乾電池を用いるのと比べて、電池を交換する手間が省けることは周知の利点である。

5 そうすると、乙24発明における乾電池も、その直流電流を皮膚に印加することを目的とするものであるから、上記の周知技術である太陽電池を乙24発明に適用して、ローラに通電される電力を太陽電池によって生成されるものとするには動機があり、当業者が容易に想到することができたと認めるのが相当である。

10 (イ) この点について、原告は、①乙24発明と乙25発明ないし乙27発明は、技術分野、課題及び効果が異なり、電流を印加する部位も異なること、②乙24公報には、電力を生成するために太陽電池を用いることを示唆する記載はなく、乙25公報ないし乙27公報には、太陽電池を用いて生成した電流を老廃物を浮き上がらせるために用いることを示唆する記載はないことから、乙24発明における乾電池を太陽電池に置き換える動機付けがないと主張する。

15 しかし、乙24発明において、乾電池は、「直流電源400からの数 μ A程度の微弱な電流」（乙24公報の【0033】）を得るための直流電源として使用されているにとどまり、それ以上に、乾電池であることによって皮膚から老廃物を浮き上がらせるための特有の作用効果が得られる旨の記載は乙24公報にはなく、そのような技術常識を認めるに足りる証拠もない。そして、乙24発明において乾電池を用いることの技術的意義がこのようなものであることに加え、前記のとおり、生体

20 に太陽電池がボタン型電池や乾電池と選択可能なものとして認識され、太陽電池を用いる場合に電池を交換する手間が省けることは周知の利点であることからすると、原告の上記主張を前提としても、上記の周知技術である太陽電池を乙24発明に適用して、ローラに通電される電力を太陽電池によって生成されるものとすることは、当業者が容易に想到することができたと認めるのが相当であり、原告の主張は採用

25 できない。

イ 相違点2

(ア) 乙29公報には、別紙「乙29公報の記載」のとおり記載があると認められる。

それによれば、乙29公報では、皮膚をマッサージするための装置を備えた、製品のパッケージ及びアプリケーションユニットに関する発明に関して（乙29公報の【0001】）、マッサージ装置について、ローラの回転軸をボトルの長手方向の中心線とそれぞれ鋭角に設け、一对のローラの回転軸のなす角（ α ）を鈍角（ $90^\circ < \alpha \leq 140^\circ$ ）に設けるという構成（同【0006】、【0018】、【0019】）が記載されていると認められる（乙29発明）。そして、乙29発明では、ローラを皮膚にあてがって動かすと、ローラが皮膚上を転がり摩擦しながら摺動することにより、皮膚が最初はローラ間の大きい開きによって画定される領域に曝され、次いでローラ間の小さい開きによって画定される領域に曝されることから押し曲げられることによって、マッサージ動作により皮膚の張りが向上し、皮膚表面の水分と皮脂が大幅に減少するという効果を奏する旨が記載されている（同【0020】）。

(イ) このように、乙29公報においては、ローラの回転軸を柄の長軸方向の中心線とそれぞれ鋭角に設け、一对のローラの回転軸のなす角を鈍角に設けることにより、マッサージ動作によって皮膚の張りが向上し、皮膚表面の水分と皮脂が大幅に減少するとの技術的意義が開示されている。

これに対し、乙24発明も、皮膚の活性化を図るマッサージ器に関するもので、皮膚にある油分等の老廃物を取り除くという課題を有しており、相違点2に係る「ローラの回転軸である横軸部が把持部の中心線とそれぞれ直角に設けられ、一对のローラの回転軸に相当する横軸部のなす角が180度に設けられている」との構成は、「2つのローラが離れて支持されていると、皮膚に与える機械的な刺激が大きくなるというメリットがある。」（乙24公報の【0015】）、「ローラ100は2つあるので、ローラが1つのタイプのものより皮膚に与える機械的刺激が多くなるというメリットがある。」（同【0036】）として、ローラが二つあるこ

との機械的刺激により皮膚の活性化に寄与する技術的意義を有するものとされていると認められる。

このような一対のローラの技術的意義の共通性に照らすと、乙29公報に接した当業者が、皮膚へのマッサージ効果を向上させ、皮膚の油脂を取り除く観点から、
5 乙24発明における「ローラの回転軸である横軸部が把持部の中心線とそれぞれ直角に設けられ、一対のローラの回転軸に相当する横軸部のなす角が180度に設けられている」という構成に代えて、乙29発明の構成を適用して、ローラの回転軸を柄の長軸方向の中心線とそれぞれ鋭角に設け、一対のローラの回転軸のなす角を鈍角に設ける構成を採用する動機があったというべきであり、容易に想到することができた
10 と認めると相当である。

(ウ) これに対し、原告は、①本件各発明は、ローラによる毛穴への作用と通電による毛穴の汚れを引き出す作用の相乗効果に着目したものであるのに対し、乙24発明は通電による毛穴の汚れを引き出すという課題のみを有し、乙29発明はローラによるマッサージ作用にのみ着目したものであり、乙24発明と乙29発明は異なる課題に着目したものであるから、乙24発明に乙29発明の構成を適用する動機付けはない、②乙24発明が、老廃物を効率良く浮き上がらせるべく、ローラ支持部の形状を略T字状にし、一対のローラの位置関係を180度離す構成を取って、ローラと肌面との接触面積をできる限り大きくし、通電させる際に肌になるべく負荷を与えない状態にしようとしていることに照らせば、老廃物を効率良く
15 浮き上がらせにくくなる可能性のある構成、すなわちローラにより肌をねじ曲げられる構成となっている乙29発明の構成を当業者が採用するとは考え難いと主張する。

しかし、①について見ると、前記のとおり、乙24公報には、「本発明は、皮膚の活性化を図るマッサージ器に関する。」(乙24公報の【0001】)、
25 「2つのローラが離れて支持されていると、皮膚に与える機械的な刺激が大きくなるというメリットがある。」(同【0015】)との記載があり、請求項2として「ロー

ラ支持部は二股になっており、2つのローラが離れて支持されていることを特徴とする」発明も定立しているから、乙24発明は、通電による毛穴の汚れを引き出すという課題と並び、ローラの機械的刺激、すなわちマッサージ作用による皮膚の活性化の向上も課題としていると認められる。したがって、乙24発明と乙29発明
5 には課題の共通性があるから、原告の主張はその前提において採用できない。また、原告が主張する本件発明1の効果についても、確かに、本件発明1では、ローラによる毛穴への作用と通電による毛穴の汚れを引き出す作用の二つの作用が存するが、その作用機序はそれぞれ独立しており、本件発明1はそれらの独立した作用が並存するものにすぎないから、二つの作用を組み合わせたこと自体をもって想到容易で
10 ないことの根拠とすることはできない。

次に、②について見ると、この主張は、乙29発明の構成を乙24発明に適用することの阻害事由を主張するものと解されるが、まず、乙24公報には、ローラ支持部の形状を略T字状にし、一对のローラの位置関係を180度離す構成について、原告が主張するような、ローラと肌面との接触面積をできる限り大きくし、通電さ
15 せる際に肌になるべく負荷を与えない状態にして、老廃物を効率良く浮き上がらせるとの技術的意義を有する旨の記載はなく、他にも、一对のローラの回転軸のなす角度を180度とすることに特段限定する記載は見られない。そして、乙24発明においても、通電による毛穴の汚れを引き出す作用とローラの機械的刺激による皮膚の活性化の作用とは、独立の作用機序を有する独立の作用として並存しており、
20 ローラが皮膚に接している限り、通電による毛穴の汚れを引き出すという作用は奏するから、乙29発明の構成を乙24発明に適用することに阻害事由があるとはいえない。

ウ 相違点3

本件発明1における「美肌ローラ」の意義については、特許請求の範囲の請求項
25 1の記載は、「美肌ローラ」のうちで構成要件AからEまでの構成を備えるものという趣旨に理解することができること、本件明細書において、従来技術としても、

「特許文献 1 には、複数の円盤を、角度をつけてローラに取り付けた美肌ローラが提案されている。」（本件明細書の【0002】）との記載があることからすると、原告が主張するような、毛穴の汚れをローラにより毛穴を開かせることによりその開口部に移動させ、続いてローラにより毛穴を収縮させることによりその汚れを押し出させるという一連の機能を有するものに限定されるものではなく、単に肌を美しくする用途ないし作用を有するローラ器具を意味すると解するのが相当である。

他方、乙 2 4 発明の「マッサージ器」も、前記のとおり一对のローラを有しており、「本発明は、皮膚の活性化を図るマッサージ器に関する。」とあることから、肌を美しくする用途ないし作用を有するものである。

したがって、相違点 3 は実質的な相違点とはいえない。

(3) 小括

以上のとおり、本件発明 1 は、乙 2 4 発明に、乙 2 5 公報ないし乙 2 7 公報に記載された周知技術、乙 2 9 発明の構成を適用することによって容易に発明をすることができたから、進歩性を欠く無効理由を有する。

4 本件発明 2 について

(1) 乙 2 4 発明との相違点

本件発明 2 は、把持部を採用している点を除けば、柄を採用している本件発明 1 と同じ構成である。ところで、本件発明 2 の「把持部」とは、本件明細書【0033】の「本実施形態の美肌ローラは一对のローラ 4 0 を角度をつけて把持部 4 2 に設けた。このため、美肌ローラを大きく構成することが可能となり、この場合ポディの毛穴の汚れを効率的に除去することが可能となるという効果がある。」との記載並びに図 4 及び図 5 からすると、一对のローラを両側から支持する平面状の把持部材を意味するものと解されるのに対し、乙 2 4 発明の「把持部」は、本件発明 1 の「柄」と同様に、一端に一对のローラを形成した棒状の把持部材である点で相違する。したがって、本件発明 2 と乙 2 4 発明との相違点は、前記相違点 1 ないし 3 に加え、次の点となる。

相違点 4 : 本件発明 2 は、一対のローラが平面状の把持部材（把持部）によって
両側から支持されているのに対し、乙 2 4 発明では、一対のローラが
棒状の把持部材（把持部）の一端に形成されている点

(2) 相違点の容易想到性

5 ア 相違点 1 及び 2 については、本件発明 2 も、本件発明 1 と同様、乙 2 4
発明に、乙 2 5 公報ないし乙 2 7 公報に記載された周知技術、乙 2 9 発明の構成を
適用することによって容易に想到することができたと認められ、相違点 3 について
は実質的な相違点とは認められない。

イ 相違点 4 について

10 相違点 4 は、把持部材の形状とローラを支持する構造に関する相違点であるところ、
手で握って用いる器具の把持部を棒状に形成するか平面状に形成するかは、持ち
やすさ等を勘案して適宜選択し得る設計的事項であると解され、また、回転可能
なローラを片側から支持するか両側から支持するかについても、部材の強度等を勘
案して適宜選択し得る設計的事項であると解される。そして、実際にも、乙 2 9 公
15 報には、乙 2 9 発明に係る「皮膚をマッサージするための装置を備えた、製品のパ
ッケージアプリケーションユニット」において、一対のローラが平面状の把持部材
（支持体 6 0 及びボトル 1 0）によって両側から支持される構成が記載されている
と認められ（乙 2 9 公報の【0 0 0 1】，【0 0 1 2】，【0 0 1 6】，【0 0 2
0】，図 1，図 2），同一の出願人に係る乙 2 8 公報には、別紙「乙 2 8 公報の記
20 載」のとおり、「皮膚に当てるに適するマッサージ装置」において、棒状の把持部
材（取手 3 2 0）の一端に、一対のローラ（3 0 2，3 0 3）を両側から支持する
構成が記載されていると認められる（乙 2 8 公報の【0 0 0 1】，【0 0 4 8】，
図 6）。そうすると、乙 2 4 発明における一対のローラが棒状の把持部材（把持部）
の一端に形成される構成を、持ちやすさや強度等の観点から、一対のローラが平面
25 状の把持部材（把持部）によって両側から支持される構成に置換することは、当業
者が容易に想到することができたと認めるのが相当である。

(3) 以上によれば、本件発明 2 は、進歩性を欠く無効理由を有する。

5 本件発明 3 について

本件発明 3 は、本件発明 1 及び 2 の従属請求項であり、本件発明 1 又は 2 の構成に「ローラが金属によって形成されている」という構成を追加したものである。そして、本件明細書において、「ローラ 20 は導体によって形成されることができる。ローラ 20 は金属又は金属の酸化物によって形成されていてもよい。」（本件明細書の【0013】）、「太陽電池 30 により生成した電流をローラ 20 に通電することにより、ローラ 20 が帯電し、毛穴の汚れを引き出し、さらに美肌効果をもたらす。」（同【0018】）と記載されていることからすると、本件発明 3 の「ローラが金属によって形成されている」とは、ローラの皮膚に接する表面部分を含む部分が金属から成り、実質的に導体として機能すれば足りると解するのが相当である。

他方、乙 24 発明のマッサージ器も、「外周面に金薄膜が、さらにその上にゲルマニウム薄膜がそれぞれ被着された略円柱状の永久磁石であるローラと…当該ローラと電気的に接続された導電性を有するローラ支持部…を具備して」いること（乙 24 公報の【0007】）に照らせば、皮膚に接する部分を含む部分が、電気を通ず金薄膜やゲルマニウム薄膜から成っていると認められるから、そのローラは金属によって形成されているといえる。

したがって、ローラが金属によって形成されている点は、本件発明 3 と乙 24 発明で一致するから、本件発明 3 と乙 24 発明の相違点は、本件発明 1 及び 2 と乙 24 発明の相違点 1 ないし 4 と同じであり、本件発明 3 も、乙 24 発明に、乙 25 公報ないし乙 27 公報に記載された周知技術、乙 29 発明の構成を適用することによって容易に発明をすることができたから、進歩性を欠く無効理由がある。

6 結論

以上の次第で、本件各発明はいずれも進歩性を欠く無効理由があり、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものである。よって、その余の争点について

判断するまでもなく，原告の請求は理由がないから棄却することとして，主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第26民事部

5

裁判長裁判官

高 松 宏 之

10

裁判官

野 上 誠 一

15

裁判官

大 門 宏 一 郎

20

(別紙)

被 告 製 品 目 録

1 製品名 ベノアプレミアム電子ローラー

5 品 番 BS-700

のうち設計変更前のマイクロカレント通電型のもの

2 製品名 ベノアプレミアムジュエルローラー

品 番 BS-710

のうち設計変更前のマイクロカレント通電型のもの

10

以 上

(別紙)

被 告 製 品 1 説 明 書

1 a ユーザが手で把持するハンドルを有している

5 1 b 前記ハンドルは先端が二股に分かれており、当該二股に分かれた部分それぞれに、周面に凹凸が形成された略円筒型の樹脂製部材の表面に金属メッキが施された一対のローラが、長軸方向を回転軸として回転可能に設けられている

1 c 太陽電池を有しており、太陽電池によって生成された電力は、各ローラの各支持軸を介して各ローラに通電されるとともに、ハンドルに通電される

10 1 d 前記ローラの回転軸は、平面視において、ハンドルの長軸の中心線に対し鋭角に配置されている

1 e 前記一対のローラの回転軸の為す角は鈍角である

1 f 美容ローラ

以 上

(別紙)

被 告 製 品 2 説 明 書

2 a ユーザが手で把持するハンドルを有している

5 2 b 前記ハンドルは先端が二股に分かれており、当該二股に分かれた部分それぞれに、蓋付き略円筒型の樹脂製部材の表面に金属メッキが施された一对のローラが、長軸方向を回転軸として回転可能に設けられている

2 c 太陽電池を有しており、太陽電池によって生成された電力は、各ローラの各支持軸を介して各ローラに通電されるとともに、ハンドルに通電される

10 2 d 前記ローラの回転軸は、平面視において、ハンドルの長軸の中心線に対し鋭角に配置されている

2 e 前記一对のローラの回転軸の為す角は鈍角である

2 f 美容ローラ

以 上